

福祉会館の利用制限の一部緩和について（R4.3.17 現在）

静岡県のみん延防止等重点措置の適用期間終了に伴い、**令和4年3月22日（火）から当分の間**、施設制限のうち①浴室大広間利用の町内居住要件を撤廃②踊り、ダンス等の体操、合唱、楽器の演奏等は定員の半数以下で利用可③施設内で食事可④備品消毒不要など一部緩和します。※カラオケは不可のままです。

引き続き、新型コロナウイルス感染防止のため皆様のご理解とご協力をお願いします。

■会議室の利用制限⇒**踊り、ダンス等の体操、発声や歌唱、吹奏楽器の演奏等では半数制限となります。**

会議室等		午前	午後	夜間	制限人数	定員数	備考
1 F	遊戯室	○	○	○	20名	40名	体操・運動など
	集会室	○	○	○	20名	40名	体操・運動など
	第2会議室	○	○	○	制限なし	24名	会議形式のみ
2 F	研修室	○	○	○	制限なし	90名	会議形式のみ
	教養娯楽室1(12畳)	○	○	○	制限なし	25名	和室
	教養娯楽室2(10畳)	○	○	○	制限なし	20名	和室
	福祉団体室	○	○	○	制限なし	18名	会議形式のみ
3 F	健康相談室	×	×	×	利用不可	20名	相談用のため開放しない
	生活相談室	×	×	×	利用不可	20名	相談用のため開放しない
	大広間(110畳)	○	○	○	70名	140名	飲酒禁止
	娯楽室(20畳)	○	○	○	制限なし	40名	和室
4 F	第1会議室	○	○	○	制限なし	60名	会議形式のみ

■浴室・大広間、健康器具等の利用制限⇒**カラオケ利用不可**

浴室・大広間		制限人数	通常定員数	備考
3 F	手前浴室	制限なし	24名	ミストサウナは停止
	奥側浴室	制限なし	24名	ミストサウナは停止
	健康器具利用 機能回復訓練室(ヘルストロン)	制限なし	9名	
	カラオケ	利用不可	午前 20曲 午後 30曲	1曲 100円

■施設利用者の皆様には、次のご協力をお願いします。

- ・次の方は、自主的に施設のご利用を控えてください。
 - ①体調がよくない場合(例：37度以上の発熱、咳、味覚障害などの症状がある場合)
 - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・マスクを着用し、こまめな手洗いや手指の消毒をお願いします。
- ・貸館利用責任者は、参加者の連絡先を把握しておいてください。
- ・貸館利用責任者は、CO2濃度計器を利用し、定期的な換気(30分に1回5分程度)と密閉状態をつくらないようにしてください。
- ・人との間隔をできるだけ空け、密集状態をつくらないようにしてください。
- ・会館利用後は速やかに退館をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染者数の動向により、施設の利用制限を予告なく変更する場合がありますので予めご承知おきください。